

児童手当

児童手当を受給するには役場窓口で認定請求の手続きが必要です。(公務員のかたは勤務先に)

◆支給対象

中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

◆支給額

児童の年齢	児童手当の額(1人当たり月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円(第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円



※「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

所得制限限度額(平成24年6月分の手当より)

扶養親族等の数	所得制限限度額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0
4人	774.0	1002.1
5人	812.0	1042.1

◆支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

児童手当制度では、以下のルールを適用します。

- 1 原則として、児童が日本国内に住んでいる場合に支給します。
- 2 父母が離婚協議中などにより別居している場合は、児童と同居している方に優先的に支給します。
- 3 父母が海外に住んでいる場合、その父母が、日本国内で児童を養育している方を指定すれば、その方(父母指定者)に支給します。
- 4 児童を養育している未成年後見人がいる場合は、その未成年後見人に支給します。
- 5 児童が施設に入所している場合や里親などに委託されている場合は、原則として、その施設の設置者や里親などに支給します。

詳しくは、牟岐町役場 住民福祉課(TEL72-3416)まで

児童扶養手当

児童扶養手当を受給するには、役場窓口で認定請求の手続きが必要です。

■受けられる方

父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない児童を監護・養育している方に支給されるものです。なお、支給は児童が18歳に達した年度末までです。

■手当の対象となる児童

- 父または母が死亡した児童
- 父または母が政令で定める障害のある児童
- 父または母が生死不明な児童
- 父または母が1年以上遺棄している児童
- 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- 父または母が1年以上拘禁されている児童
- 母が婚姻によらないで生まれた児童
- 母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童



■公的年金を受けられる場合は支給されません。また、受給者の所得が一定額以上ある場合は一部又は全部が支給されません。

※ 詳しくは、牟岐町役場住民福祉課(TEL72-3416)までお問い合わせください。